



音楽・美術・演劇などの文化活動の成果を発表する事業に助成します

公益財団法人広島市文化財団 文化活動助成事業 令和8年度下期募集のお知らせ



質問

文化活動助成事業ってどんな事業？

市民の多様な文化活動に対して財政的な支援を行い、その自主的な活動の盛り上げを図るため、団体又は個人が行う文化活動の成果を発表する事業に要する経費の一部を助成する事業です。



回答



質問

この事業の詳細は？

本リーフレット内面に、当事業の概要を記載しています。
また、当事業の詳細はホームページでも公開しています。
<https://artscouncil-hiroshima.jp/support/projects/>



回答

今回の募集対象は、発表する事業の開催が
令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）の期間内の
もので、所定の申請書等の提出期間は
令和8年6月1日（月）～6月30日（火）17時【必着】です。



公益財団法人広島市文化財団

1 助成の対象となる事業

音楽、美術、演劇、民俗芸能等の文化活動を行っている団体又は個人が日頃の活動の成果を発表する事業（出版物の発行及び学校行事は除く。）のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 事業が広島市内で開催され、広く市民に公開されること。
- (2) 非営利の事業であること。
- (3) 政治又は宗教活動に関わりのない事業であること。

助成の対象とならない事業

- ア 広島市外で文化活動を行っている団体又は個人が行う事業
- イ 興業その他営利を主な目的とするもの及び特定企業の広報・宣伝活動と認められるもの
- ウ 鑑賞者が関係者（家族や友人を含む）に限定されていると認められるもの
- エ 政治的又は宗教的な普及宣伝活動と認められるもの
- オ 広島市及びその関係団体等（国及び同市以外の地方公共団体並びにこれらの関係団体を含む）から助成金等の交付を既に受け、又は既に受けることが決定しているもの
- カ 前項に掲げる団体及び営利団体等との共催事業で、直接又は間接を問わず、これらの団体の費用負担があるもの
- キ その他助成にふさわしくないと認められるもの

2 助成の対象となる団体・個人

- (1) 文化活動の場が主として広島市内であること。
- (2) 個人又は団体の構成員及び出演者・出品者の5割以上が、広島市内に居住又は通勤・通学していること。
- (3) 団体の事務局の所在地又は連絡先が広島市内にあること。
- (4) 目的、組織、代表者等団体の運営に必要な事項についての定めがあること。
- (5) 国・地方公共団体・企業等が、資本金・基本金その他これらに準ずるものを出資した法人でないこと。
- (6) 非営利団体であること。

3 助成の額

助成の対象となる経費の2分の1以内で、【20万円】を限度とします。

※ 助成の対象となる経費…事業の実施に伴う印刷費、会場費、舞台・会場設営費等

4 助成の決定

提出書類の内容について審査委員会で審査し、理事長が適当と認めたものについて交付の決定を行い、助成決定額（交付予定額）を通知します。

※ 申請状況によっては、申請額から減額された額となる場合があります。

5 助成金の交付

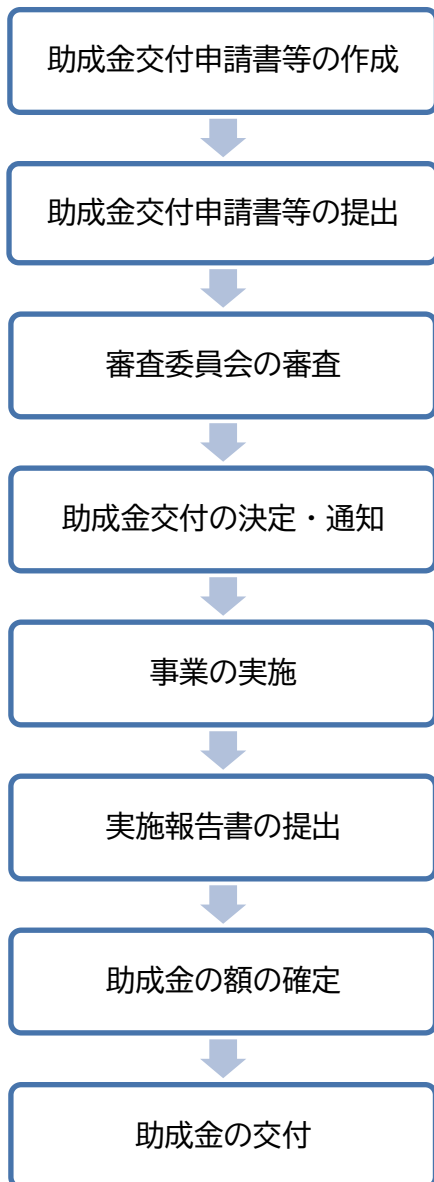
事業終了後、30日以内（事業実施月が3月の場合は3月31日まで）に事業実施報告書等を提出していただき、交付額を確定し、銀行振込により助成金を交付します。

■ よくある質問（抜粋）

Q： 同じ年度に助成金を2回受けられますか。

A： 受けられません。助成は、一つの団体又は個人に対し、同一年度内に1回としています。

7 申請から助成金交付までの流れ



◎募集案内及び助成金交付申請書について

(1) 配布開始

令和8年5月15日(金)を予定しています。

(2) 配布方法

次のいずれかの方法で入手ください。

(入手先の詳細は裏面の「お問合せ先」を参照)

① 企画事業課窓口での配布

※ 窓口に来所することが困難で、郵送希望の場合…「送付先住所・氏名・電話番号・助成事業関係書類郵送希望」の4点を明記し、270円切手を同封のうえ、**令和8年6月12日(金)**までに企画事業課へ郵送等によりご請求ください。

② ホームページ(カルチャーひろしま)からダウンロード

(3) 作成に関して不明点がある場合

「お問合せ先」を参照ください。

(4) 提出期間

**令和8年6月1日(月)から
6月30日(火)17時【必着】**

(5) 提出方法

次のいずれかの方法でご提出ください。

① 企画事業課への持参(平日8:30~17:00)

② 企画事業課への送付(受付期間外の到着は無効)

※FAX、E-mailでの提出は受け付けていません。

■よくある質問(抜粋)

Q: サークル(習い事の教室)の発表会を予定していますが、応募できますか。

A: そのサークル(習い事の教室)の運営主体が誰かによって異なります。習われている方々がそれぞれ会費を持ち寄り、講師を招聘して運営しているのであれば応募できますが、講師が受講生を募り、会費(受講料)を徴収して運営している場合(発表者の一部がこれに該当する場合を含む)は、仮に営利を目的としない場合であっても営利目的とみなしますので、応募できません。

Q: 「広く市民に公開されること」とはどのような状態のことをいうのでしょうか。

A: チラシやポスター等を作成して公共機関で配布するなど、市民が鑑賞できるよう広く広報された状態を想定しています。

Q: 他の助成金を申請あるいは交付されている事業でも応募できますか。

A: 民間の助成団体の助成金を申請あるいは交付されている事業については応募できますが、広島市及びその関係団体等(国及び同市以外の地方公共団体並びにこれらの関係団体を含む)(以下「広島市等」という。)から助成金等※を交付されている事業又は交付決定している事業については応募できません。※「助成金等」には、負担金や補助金等、同種の意味合いを持つものを含みます。



■次回（令和9年度上期）の募集予定について

発表する事業の開催時期

令和9年4月1日（木）～令和9年9月30日（木）の期間内

申請書等の提出期間

令和8年11月20日（金）～12月18日（金）17時【必着】を予定しています。

《お問合せ先》

公益財団法人広島市文化財団 企画事業課「文化活動助成事業」係

〒730-0812 広島市中区加古町4番17号 JMSアステールプラザ内

TEL(082)244-0750 FAX(082)245-0246

E-mail bunka@cf.city.hiroshima.jp

受付時間 8:30～17:00

休日 土曜日・日曜日、祝日、8/6、12/29～1/3

ホームページ(カルチャーひろしま)

<https://artscouncil-hiroshima.jp/support/projects/>



公益財団法人広島市文化財団について

設立 昭和56年（1981年）4月1日、(財)広島市文化振興事業団として広島市により設立。
(平成26年4月1日、公益財団法人へ移行。(公財)広島市文化財団に名称変更。)

設立目的 市民の文化及び学術活動の振興に関する事業、市民の生涯学習及びまちづくり活動の支援に関する事業並びに勤労者の福祉の向上に関する事業を行い、もって市民文化の向上と地域社会の発展に寄与する。